

医療安全管理について

当センターは、以下のとおり、医療安全管理を行っています。

安全管理に関する基本的な考え方

患者さんが安心して医療を受けられる環境を整えます。
職員個人の努力・資質に依存することなく、組織的に医療事故防止対策を実践します。

安全管理対策の組織

医療安全対策委員会及び院内感染対策委員会を設置し、医療安全管理の重要事項を審議・決定します。また、各部署に医療安全のリーダー的役割を担うリスクマネージャーを配置し積極的な医療安全活動を実施します。

なお、医療安全スタッフミーティングは毎週開催し、迅速な対応に努めています。

安全管理者の設置

医療安全に関する必要な資格・知識を持つ職員を医療安全管理者として配置し、各部署における医療安全対策の実施状況の把握・分析に努めています。

安全管理のための職員研修

医療の安全管理に関する意識と質の向上を図るため、全職員に対して医療安全に関する研修会を行っています。

医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、救命救急処置を最優先とし、患者さん及びそのご家族に正確な説明を行います。また、医療安全対策委員会に報告し、検証を行った上で再発防止の徹底を図ります。公表にあたっては、患者さん及びそのご家族のプライバシーを最大限に尊重し、同意を得た上で行います。

患者さん等からの相談への対応

医療安全や治療に関すること等の意見及び相談等については、患者相談窓口を設け、担当者を配置します。また、必要に応じ医療安全管理者等による相談・支援を受けることができます。患者さんから寄せられた意見及び相談は、積極的に活用し改善、今後の医療サービス向上に努めます。

なお、相談により患者さん及びそのご家族が不利益を受けることはありません。

患者さんとの情報共有

患者さんは、診療録（カルテ）の開示請求ができます。
開示にあたっては、病院診療情報の提供に関する取扱い規程に基づき行います。

その他医療安全の推進

医療安全の推進のため、「医療安全マニュアル」を整備し全職員に周知徹底を図ります。